

東広島市例規システム構築及び保守管理業務仕様書

1 業務名称

東広島市例規システム構築及び保守管理業務

2 履行期間

(1) 履行期間 契約締結日の翌日から令和14年3月31日まで

(2) システム稼働年月日 令和9年4月1日

なお、契約締結日の翌日から令和9年4月1日までの間は、移行のための準備期間とし、令和9年2月末までに検証可能な実環境を提供すること。

(3) システム稼働時の内容現在 令和9年1月1日現在

3 履行場所

東広島市役所庁舎内及び受注者が管理するサーバ設置場所

4 目的

本業務は、例規集データベースシステム（以下「本システム」という。）の構築及び加除式例規集の作成並びにこれらの保守管理を行うことにより、例規管理に係る事務の合理化と経費の削減を図るものである。また、近年のデジタル技術の進展を踏まえ、法令改廃による影響の分析、例規整備に係る情報の収集、例規立案に当たっての確認作業その他の法制執務に係る業務について、更なる効率及び品質の向上並びに職員の負担の軽減を図るものである。

5 事業概要

(1) システム構築

ア 本市から提供する東広島市例規集の令和8年8月31日時点の現行例規約1,300件及び令和8年9月1日から令和9年1月1日までの間に公布し、制定改廃される例規約70件の更新データのシステムへの登録

(参考) 過去3か年における7月1日から翌年1月1日までの間に公布し、制定改廃された例規の件数

令和 5年7月1日から 令和 6年1月1日まで	令和 6年7月1日から 令和 7年1月1日まで	令和 7年7月1日から 令和 8年1月1日まで
52件	53件	99件

イ 本業務を委託する以前の例規データのシステムへの登録

ウ 例規及び法令の条項中で引用する他の例規及び法令へのリンクの設定

エ 加除式例規集台本11部の作成

- オ 本システムの操作マニュアルの提供
- カ 例規審査担当職員に対する本システムの導入時操作研修の実施
- キ 本システムはパッケージを導入するものであり、システムの構築、開発は行わない。
- ク 現行法令検索機能の提供
- ケ 判例検索機能の提供
- コ 法令改廃情報検索機能の提供
- サ 例規整備支援機能の提供
- シ 法制執務相談機能の提供
- ス 保守作業等によりサービスを停止する場合には、2週間以上前に発注者に通知すること。
ただし、運用を継続することで障害が発生することが明らかである場合の緊急停止については、都度発注者に通知すること。
- セ サービスの停止による稼働時間の低下は、年間1%以下を目標とし、別途サービス品質合意のための協議を行う。

(2) 保守

- ア 東広島市例規及び現行法令の制定改廃内容（例規間及び現行法令へのリンクを含む。）の本システムへの登録
- イ 各施行日時点の例規及び改正内容を管理し閲覧可能な状態にする。
- ウ 各更新時点での例規集を収録したCD-ROMの作成
- エ 加除式例規集の追録作成及び加除作業
- オ 本システムの操作研修の実施及び問い合わせ対応のためのヘルプデスク設置
- カ 本システムを安定して運用するためのOS、ブラウザのアップデートへの対応

6 仕様

(1) システム導入

ア システム基本仕様

- (ア) LGWAN-ASP方式（総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network「L GWAN」）を経由し受注者が所有するサーバ内に格納されたシステムを利用する。）又はインターネット-SaaS方式によることとし、本市の庁内LANに接続している全ての端末パソコンから以下の機能を利用できること。いずれの場合でも、外部への情報漏えい・外部からの不正アクセスを防止する仕組みを備えること。なお、システムの利用可能時間は、午前4時から翌日午前1時までとし、市の業務の遂行に支障を及ぼさない応答速度を有すること。なお、障害の発生時の対応については、5(1)スの規定を準用する。
 - (a) 例規及び現行法令の検索・閲覧機能
 - (b) 一部改正文・新旧対照表の自動生成機能及びその審査機能（改正の内容、改正文の表

記、例規本文中の他の条項の改正漏れ等を自動点検する機能をいう。以下同じ。)

(c) 新規制定・一部改正文の外部データ取り込み機能及びその審査機能

(i) パソコン端末に特別なソフトウェアをインストールすることなく、次のソフトウェアで
使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■○ S : Windows11以降(64BIT)

■ブラウザ : Microsoft Edge

なお、契約期間中に実施されるWindows 及びMicrosoft Edgeのアップデートによる影響
については、本システムの利用に支障が生じないよう受注者が対応すること。

(ウ) 市は本業務の履行のために必要な範囲で、所有する例規に関するデータを受注者に提供
する。ただし、データの利用は、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限
る。

(エ) システム導入は(ア)に規定する方式で、システムを利用可能な状態にすることによって行
うものとする。

イ システム詳細仕様

(ア) 例規検索（アクセス制限なし）

(a) 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能

(b) 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規を閲覧できる機能

(c) 未施行例規検索機能

公布後施行前の例規条文を溶け込ませて閲覧できる機能

(d) 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別から原議を検索できる機能

(e) 本文表示機能

例規本文、別表、様式、原議本文を表示できる機能

(f) 引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能

(g) リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能

(h) 原議リンク機能

原議について、沿革情報又は例規本文から該当原議を表示できる機能

(i) 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を R T F 形式又はWORD形式でダウンロード、
印刷できる機能

- (j) 様式出力機能
選択した様式をR T F形式又はWORD形式でダウンロード、印刷できる機能
- (k) 検索結果出力機能
検索条件に合致した例規の一覧をC S V形式でダウンロード、印刷でき、例規データを一括出力できる機能
- (l) 新旧対照表出力機能
新旧対照表をR T F形式又はWORD形式ダウンロードできる機能
- (m) 出力フォーマット設定機能
例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能
- (n) 改正箇所確認機能
例規本文中から、各施行日時点の改正箇所を見え消し等により比較強調して表示し、確認できる機能
- (o) 改正箇所新旧対照表形式確認機能
本文新旧対照表形式で1つ以上前の施行時点からの改正箇所を確認できる機能
- (i) 例規起案・審査（アクセス制限なし）
 - (a) 条文編集機能
クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、W e bブラウザ上で条文を編集できる機能
 - (b) 法制執務支援機能
例規の各構造に対して、異なる制定・発令形式での改正、順序を無視した改正、改正箇所が特定できない字句の指定等法制執務上行えない改正作業を防止する機能
 - (c) 改正箇所確認機能
本文見え消し表示等により、編集箇所を比較強調して表示し、確認できる機能
 - (d) 改正文生成機能
条文の編集を行った後、改正文を自動生成し、複数施行日の設定や多段改正にも対応する機能
 - (e) 新旧対照表生成機能
条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能
 - (f) 原議生成機能
原議を自動生成する機能（本則での複数の例規の改正形式、多段改正形式の原議生成対応）
 - (g) 繰上げ・繰下げ機能
条・項・号の一括繰上げ・繰下げができ、任意に指定した条・項・号のみを繰上げ・繰下げすることもできる機能
 - (h) 同一字句改正機能

同一字句改正について、編集画面にて検索、置換処理できる機能

(i) 出力フォーマット設定機能

条文及び新旧対照表を指定した設定で出力できる機能

(j) 条文点検機能

条文構造（公布・発令文から附則、別表・様式までの例規本文中の配置、定義・略称規定の用法、条文の引用関係等をいう。以下同じ。）、日本語表記（誤字・脱字、用字・用語・配字が適切に用いられているか等。以下同じ。）、形式事項（条項番号、引用法令の名称、制定・発令形式等。以下同じ。）について点検できる機能

(k) 原議点検機能

原議構造（公布・発令文が適切か、改正順序・改正内容、条文の引用関係に誤りがないか等をいう。以下同じ。）、日本語表記、形式事項について点検できる機能

(l) 溶け込ませ点検機能

原議を溶け込ませた後の条文構造、形式事項、引用関係を点検できる機能

(m) データ取込機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能（条文・原議構造、日本語表記、形式事項について審査する機能をいう。）。一部改正については、データを取り込んだ後、新旧対照表を自動生成する機能

(n) 改正箇所表示機能

溶け込ませた後の条文をシミュレーション表示し、見え消し表示等により、改正箇所を比較強調して表示し、確認できる機能

(o) 出力機能

溶け込ませた後の条文をR T F形式又はWORD形式でダウンロード、印刷できる機能

(p) 引用条文確認機能

溶け込ませ点検時に、法令、自例規、他例規の引用情報を表示し、引用先を確認できる機能

(q) 原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議をひとつに統合）する機能

(ウ) 法令検索システム（同時に10以上のアクセスが可能）

(a) 例規で引用している法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

(b) 用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から検索できる機能を有すること。

(c) 法令を引用している例規を一覧表示し、該当例規にジャンプできること。

(d) 法令の全文又は特定部分をR T F形式又はWORD形式で出力できること。

(e) 現行の憲法・法律・政令・府省令・規則・告示・規程を検索・閲覧できること。

- (f) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- (g) 法令本文は施行日単位で切替表示でき、1 つ前の施行時点からの改正箇所を見え消し形式又は新旧対照表形式で確認できること。
- (h) 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- (i) 更新は週に 1 回実施可能であること。
- (エ) 判例検索システム（同時に 2 以上のアクセスが可能）
 - (a) 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
 - (b) 判例集に記載された判示事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
 - (c) 判例本文から関連する法令を表示できること。
 - (d) 更新は週に 1 回実施可能であること。
- (オ) 法令改廃情報検索システム（アクセス制限なし）
 - (a) 法令改廃情報を原則として官報発行の 3 営業日後に提供できること。
 - (b) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名とリンクした一覧で確認できること。
 - (c) 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
 - (d) 法令について、改正履歴の見え消し表示や、新旧対照表を参照できること。
- (カ) 例規整備支援システム（アクセス制限なし）
 - (a) 法令の制定改廃に関し、その要旨や、地方公共団体への影響を確認する解説が随時提供できること。
 - (b) 準則、他の自治体の例規を検索・閲覧できること。
- (キ) 法制執務相談
 - 法制執務に関する問い合わせ・相談対応ができること。
- (ク) 過去履歴
 - 本業務委託以前の例規データを閲覧できるようにすること。
- (ケ) 過去原議
 - 本業務委託以前の過去原議データをシステムに登載し、閲覧できるようにすること。
- (コ) 加除式台本の作成
 - システム稼働時と同一内容を収録した加除式例規集を 1 1 部作成すること。
- (サ) システム操作のサポート
- (シ) 操作マニュアルの提供
 - 本システムの操作マニュアルを提供すること。
- (2) 保守
 - ア 例規の制定、改廃内容及び当該制定、改廃に係る改正文等を例規システムに反映し、及び登録するためのデータ（以下「更新データ」という。）を発注者から送付された際には、受注者は年 4 回から 1 2 回までの範囲内で、当該更新データの送付を受けた後 4 0 日以内（デー

タが多量である場合にあっては、60日以内)に、当該更新データをもとに、例規データベースの更新を行うこと。

イ 更新データをシステムに反映させる際は、受注者においても発注者から受領した更新データの内容を確認し、誤字脱字や他の法令・例規の引用関係等について疑義が生じた場合には、発注者に照会すること。

ウ CD-ROMの作成

体系、五十音から検索でき、例規本文中で引用している他の例規へのリンク機能を有するHTML版例規システムを収録したCD-ROMを、年4回から12回までの範囲内で発注者から更新データを受領した都度、次のとおり作成し、当該更新データの受領後40日以内(データが多量である場合にあっては、60日以内)に納品すること。また、CD-ROMに搭載したものと同一の電子データを別途発注者に提供すること。

エ 加除式例規集の追録発行及び加除作業

加除式例規集の追録を年2回発行し加除作業を行うこと(毎年1月1日現在及び7月1日現在の内容に更新する。)

オ システム操作研修・説明

- (ア) システム導入後、毎年1回、発注者と受注者が別に協議し定める時期に、職員に対する操作説明研修会を実施し、研修の際に必要な機材については受注者の負担で用意すること。
- (イ) 操作方法についての問い合わせ窓口(ヘルプデスク)を設置するとともに、必要に応じて担当の社員を派遣し、操作説明を行うこと。
- (ウ) 例規管理システム及び例規検索システムを安定して運用するためにWEBブラウザ、OSの更新等保守管理に伴う機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

7 追加提案

本仕様書に記載されている事柄以外に、生成AIを活用する機能その他の本市の例規管理、例規立案等の業務効率化及び職員の法制能力向上に資するために有用と思われる機能等がある場合は、別途追加提案として受け付け、評価の対象とする。

8 その他

契約期間が終了し、受注者が交代する場合は、既存のデータ提供等、次期システムへの移行作業が円滑に進むよう努めること。